

薬剤業務向上加算に係る薬剤師出向計画確認要領

(趣旨)

第1条 薬剤業務向上加算に係る薬剤師出向計画の確認については、薬剤業務向上加算に係る薬剤師出向計画確認要綱（以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(出向計画)

第3条 要綱第3条で規定する出向計画の提出（案を含む）については、様式第1号によるものとする。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

立地する地域の 薬剤師の不足状況	
勤務する薬剤師数	名（うちパートタイム勤務 名） 定員： 名
薬剤師の募集状況	
薬剤師が実施している 業務の現状	
出向で受け入れた 薬剤師が修得する 地域医療に係る業務	
出向先での薬剤師の 予定勤務時間	週 日（週 時間）
将来的な業務体制	
法人等の組織体制	<input type="checkbox"/> 出向元保険医療機関と出向先保険医療機関は、同一グループ など、特別の関係にない
その他特記事項	

4 県との協議状況（協議完了後に記載）

実施日時	
出席者	
協議結果	
備考	